

契約の基礎知識

第1回

契約に基づく取引過程において書類や記録を残す意味とその機能

企業の事業活動に際して日々交わされる取引契約の内容は、原則として自由に決めることができます。しかしながら、後日、取引相手と取引上の法的紛争になった場合に、自社に有利な契約条件を裁判所に認めてもらうには、契約で合意した内容を証明できる証拠の用意が必要です。連載の第1回では、契約の意味と取引過程で作られる書類や記録が果たし得る機能について解説します。

「契約」とは何か

多くのビジネスパーソンが「契約を交わす」「契約書を作る」際に、「契約」という言葉についてあらためて注意を払います。

契約とは「当事者間での合意により成立する法的拘束力のある約束のことで、法律の規定により国家権力を使って強制的にその合意内容の実現や、それと同等の状態を得ることを期待できるもの」を指します。

企業間取引は契約を交わすことで、商品や製品の仕様やサービスの内容、取引の対象物の納期や取

マルチサポートコンサルティング
代表
法律・経営コンサルタント

佐久間 篤夫

URL <https://www.multi-support.jp/>

引価格などについて、取引相手との間で法的拘束力のある合意を成立させ、双方が計画性のある事業活動を行うことができます。

契約自由の原則と契約の有効性

契約がどのような場合に成立して、どのような法律上の効力が生じるかを定める基本的な法律が「民法」ですが、民法は契約の成立に関して「契約自由の原則」を定めており「誰と、どのような契約を、どのように締結するか否か」を自由に決めることができます。

したがって、企業間の取引にお

いては、自社にとって最も好都合な条件で契約を締結すべく、取引条件を自由に交渉することができます。

ただし、契約を自由に決められるのはあくまで原則であって、法令の特別の定めに従わなければならない場合や法令により制限が加えられる場合があり、その際に、法令に従わない当事者間の合意は法律上効力が認められず「無効」となります(図1)。

この他、当事者間で契約を成立させる合意ができたとしても、

- ・ 契約内容が公の秩序や善良の風俗に反し社会的に不当と評価される場合

- ・ 契約当事者に契約を締結する意思能力がなかった場合

- ・ 相手方の意思表示が真意ではないことを知りながらまたは知り得た状況でなされた意思表示、当事者間で了解の上で虚偽の意思表示をした場合

には、契約は無効とされます。

また、

図1 契約自由の原則

	具体的内容	民法の条文	法令による制限の例
契約締結の自由	契約を締結するかどうかを自由に決められる	第 521 条第 1 項	期限の定めのある建物賃貸借につき、従前契約と同一条件での契約更新とみなされる (借地借家法第 26 条第 1 項)
契約相手選択の自由	誰と契約を締結するかを自由に決められる		労働者派遣契約に基づき派遣会社から違法に受け入れた派遣労働者に対して、雇用契約の申込みをしたものとみなされる (労働者派遣法第 40 条の 6)
契約内容の自由	どのような契約合意をするかを自由に決められる	第 521 条第 2 項	労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約はその条件につき無効で、労働基準法で定める基準による (労働基準法第 13 条)
契約方式の自由	どのような方式で契約をするかを自由に決められる	第 522 条第 2 項	保証契約は書面で行わなければならない (民法第 446 条第 2 項)

図2 契約が無効となる場合 (民法の規定)

契約は当然に無効	意思表示を取り消した場合に無効
契約内容が公の秩序に関する規定に反し違法である場合 (第 91 条)	当事者の行為能力に制限があった場合 (第 5 条第 2 項、第 9 条本文、第 13 条第 4 項、第 17 条第 4 項、第 121 条)
契約内容が公の秩序又は善良の風俗に反し社会的に不当と評価される場合 (第 90 条)	意思表示に錯誤があった場合 (第 95 条第 1 項、第 121 条)
当事者に契約を締結する意思能力がなかった場合 (第 3 条の 2)	詐欺により意思表示をした場合 (第 96 条第 1 項、第 121 条)
相手方の意思表示が真意でないことを知り又は知り得た場合 (第 93 条第 1 項但書)	強迫を受けて意思表示をした場合 (第 96 条第 1 項、第 121 条)
当事者間で了解の上虚偽の意思表示をした場合 (第 94 条第 1 項)	

よって、現実の企業間の取引において、書類の作成が法律で要求されていない場合は「口約束」だ

る必要はありません。

有効に成立した場合でも、法令の特別の定めがなければ書類を作成する必要はありません。

①合意内容を確認できる

契約は、取引開始を考える当事者の一方からの契約締結を申し入れる「申込み」の意思表示に対して、相手方が「承諾」の意思表示をしたときに成立します (民法第 522 条第 1 項)。そして、契約方式の自由の原則から、契約が有効に成立した場合でも、法令の特

契約書をつくる意味
「口約束」のリスク

- ・契約締結の意思表示に錯誤があった場合
- ・詐欺や強迫を受けて契約締結の意思表示をした場合
- ・契約締結の意思表示を取り消すことでも契約は無効となります (図 2)。
- ・契約締結の意思表示を取り消すことでも契約は無効となります (図 2)。
- ・契約締結の意思表示に錯誤があった場合
- ・詐欺や強迫を受けて契約締結の意思表示をした場合

図3 民法や商法が定める契約類型

民法	商法
贈与 (第549条~第554条)	代理商 (第27条~第31条)
売買 (第555条~第585条)	売買 (第524条~第528条)
交換 (第586条)	交互計算 (第529条~第534条)
消費貸借 (第587条~第592条)	匿名組合 (第535条~第542条)
使用貸借 (第593条~第600条)	仲立営業 (第543条~第550条)
賃貸借 (第601条~第622条の2)	問屋営業 (第551条~第558条)
雇用 (第623条~第631条)	運送取扱営業 (第559条~第568条)
請負 (第632条~第642条)	物品運送 (第570条~第588条)
委任 (第643条~第656条)	旅客運送 (第589条~第594条)
寄託 (第657条~第666条)	寄託 (第595条~第598条)
組合 (第667条~第688条)	倉庫営業 (第599条~第617条)
終身定期金 (第689条~第694条)	船舶賃貸借 (第701条~第703条)
和解 (第695条~第696条)	定期傭船 (第704条~第707条)
	個品運送 (第737条~747条)
	航海傭船 (第748条~第756条)
	海上保険 (第815条~第841条)

けて取引を始め、契約に関する整った書類が作成されないことがあります。では、口約束だけで取引を始めた後に、取引条件をめぐり当事者間で意見の食い違いが生じたら、どうなるのでしょうか。

契約は当事者間での合意により成立する約束で、法律がその合意内容の実現を裏付ける法的拘束力を有するものです。そのため、法律には契約の成立や有効性等に関する様々な規定が用意されており、民法には13種類の典型契約と言われる標準的な契約類型に関する規定がある他、商法、その他の法令にも契約に関する規定が設けられています(図3)。

ただし、これらの法令の規定も契約当事者間でのような合意が成立していたかにより、法令が定めるどの契約類型のどの規定が適用されるかが判断されることとなるので、契約当事者間での合意内容が不明瞭であった場合には、適用されるべき法令をめぐって当事者間で見解が対立して紛糾する事態を招くリスクがあります。

契約当事者間での合意内容を契約書として作成しておけば、少なくともその書類に記載されている事項は当事者間で合意した内容を確認でき、当事者間での意見の食い違いが生じるリスクを低減させることができます。

②裁判の証拠となる
契約書を作成せず「口約束」だけで取引を始めた後に、取引条件をめぐり当事者間での見解の対立が激化して法的紛争に発展すると、当事者間の協議での紛争解決が難しくなり、第三者である裁判所にいずれの主張が正しいかの判断を仰ぐことが紛争解決のために必要となる場合もあります。

この際に、裁判所で扱う民事裁判では、当事者間で争いのある争点については「自らの主張を裏付ける証拠を提出できない当事者の主張を認めない」ことにする証明責任というルールが適用されるため、契約書が存在しないと相手方と口頭で合意した自らに有利な事件は、裁判所に認めてもらえない

図4 売買契約成立前後で作成される書類と証拠としての機能

売主	作成される書類と 書類が証明する行為	買主	書類が証明 する事実	契約に基づく 取引関係に関する 事実についての 証拠価値
	商品カタログ		売主が販売している商品	×
	見積書		売主から買主への契約申込みの誘引	×
	注文書		買主から売主への契約申込み	△
	注文請書		買主から売主への契約申込みに対する売主による承諾	△
	売買契約書		売主買主間での売買契約の成立	○
	納品書		売主が買主に商品を引渡した事実	△
	受領書		買主が売主から商品を受領した事実	△
	検収書		売主による買主への商品引渡義務履行の完了	○
	請求書		売主による買主への商品代金請求の事実	△
	領収書		買主による売主への商品代金支払義務履行の完了	○

リスクが高くなります。もともと、契約での合意内容の証拠という意味では契約書に限らず、電子メールやSNSのメッセージなどが使える場合もあります。ただ、これらのデータは捏造や改ざんされる可能性もあって必ずしも証拠としての価値が高いとは言えず、署名または押印がある契約書は、法律上「真正に成立したものと推定する」(民事訴訟法第228条第4項)ことになっているため、契約書があれば裁判においても証拠としての重要な機能を果たせることが期待できます。

一方当事者が、相手方宛に作る書類の意味

以上は、書類の表題が「契約書」ではなく「覚書」や「合意書」などであっても、署名または押印がある文書であれば同じです。

●「見積書」「注文書」「注文請書」「誓約書」
取引を考える当事者の一方から契約締結を申し入れる契約の「申込み」の前の段階で、商品やサービスの広告を表示したり製品を陳列したりするなど、契約の「申込

みの誘引」がなされることが多くありますが、この場合は「申込みの誘引」に応じて契約の「申込み」がなされ、申込みの誘引をした当事者がこれを「承諾」した段階で契約が成立します。こうした契約成立過程において、取引関係に立つ当事者の一方だけで作成して相手方に提供する書類として「見積書」「注文書」「注文請書」といった書類があります。「見積書」は、契約申込みの誘引をしていた当事者が、取引を考

える相手方の要望に応じて、主に取引価格に関する具体的な取引条

件を提示するために作成する書類です。通常はその有効期限が設けられ、記載された取引条件に修正を加える余地を残しているため、見積書だけでは、その記載内容通りの契約合意が成立したことは証明されません。

見積書の内容を了承した取引当事者が、その名前で相手方に宛てて「注文書」を発行、これに対して相手方が「注文請書」を発行すると、

- ・注文書 ↓ 契約の申込み
- ・注文請書 ↓ 契約申し込み承諾

となり、それぞれの意思表示の存在を裏付ける書類となります。

注文書と注文請書には、一方当事者の相手方に対する意思表示しか記載されていませんが、両方の書類の組合せで契約の成立を証明する証拠としての機能します。

ただし、注文書や注文請書には、既に締結された契約に基づいて取引される商品やサービスの詳細や納期、対価が書かれているだけで、その他の契約合意内容の詳細は書

図5 定型約款の合意（民法第548条の2、第548条の3）

定型取引：ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの

定型取引合意：定型取引を行う合意

定型約款：定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体

定型約款準備者：定型約款を準備した者

「定型取引合意」をした者は、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなされるか？

合意をしたものとみなされる場合

- ① 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき、または
- ② 定型約款準備者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき

合意をしなかったものとみなされる場合

- ① 相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項、かつ
- ② その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして、民法が定める信義誠実の原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるもの（第548条の2第2項）
- ③ 定型取引合意前に相手方からの定型約款の内容の開示請求を正当な事由なく拒否したとき（第548条の3第2項）

「誓約書」は、雇用関係にある当事者間で従業員から使用者に宛てて提出させることがよくありますが、その場合の作成者は従業員だけで、名宛人の使用者も記載内容に合意することを表明する、両当事者で作成した書類ではないので、契約書ではありません。ただし、誓約書に記載した内容に従う旨の意思表示をした作成者を法的に拘束する効果は認められています（最高裁判所昭和54年7月20日判決（大日本印刷採用内定取消事件など））。

かれていないことが多いので、こうした契約合意の詳細を確認するために別に契約書を作成することが必要です。契約成立後の取引段階でも、当事者の一方だけで作成して相手方に提供する様々な書類があります。それぞれの書類が証拠として機能する内容については、売買契約を例とした図4をご覧ください。同様に、一方当事者の相手方に対する意思表示しか記載されていない書類として「誓約書」もよく作成されます。

一方当事者が、予め作成する「約款」の拘束力

取引関係に入る当事者の一方が予め作成し、取引関係に入った後に当事者間で法的拘束力を持つようになる文書に「約款」があります。約款は、日常生活で多くの人が利用する公共交通機関や携帯電話、保険契約取引などで、サービスや商品を提供販売する事業者側が一方的に決めた内容で用意されます。

通常、一般消費者は約款の内容を逐一吟味することなく取引関係に入るため、厳密な意味において前述の「申込み」「承諾」といった契約内容に関する両当事者間の明確な合意成立のプロセスを経ることがありません。約款が、取引当事者間において契約と同様に法的拘束力を持つ合意と扱われる根拠について、2020年4月に改正された民法で「定型約款」に関する規定が設けられました。

ときは、相手方が定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたか、定型約款を準備した当事者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた場合には、定型約款の個別の条項が契約内容となります。定型取引を行うおとする定型約款準備者は、あらかじめ定型約款の内容を開示することは義務付けられていませんが、定型取引の合意前に相手方から求められた定型約款の内容の開示を正当な事由なく拒否した場合には、定型約款の個別の条項は契約内容となりません。また、定型約款の個別条項のうち、相手方の権利を制限し、または義務を加重する条項で、その定型約款が想定している定型取引の態様や実情、取引上の社会通念に照らし「取引関係に入った者は相互に相手の信頼を裏切らないよう誠実に行動すべきである」とする民法の「信義誠実の原則」に反して、相手方の利益を一方的に害する条項については合意をしなかったものとみなされます（図5）。